次期喜多方市総合計画（基本構想・基本計画）策定方針

1　計画策定の趣旨

本市においては、平成 29 年３月に、平成 29 年度から令和８年度までの 10 年間を計画期間とする喜多方市総合計画を策定し、「力強い産業　人が輝く　活力満ちる安心・快適なまち」を将来の都市像に掲げ、「協働によるまちづくり」、「だれもが輝くまちづくり」、「地域の特性を生かしたまちづくり」、「交流と連携によるまちづくり」を基本的な考え方として、基本構想と基本計画を策定し、それらを達成するための政策や施策等を体系的にまとめ、市民の皆様と共有しながら、まちづくりを進めてきました。

さらに、令和７年度から令和９年度までの３カ年にわたり「財政健全化プラン」に取り組み、将来にわたり安定的かつ持続可能な財政運営に向けて取組を進めるべきとの考えから、総合計画の計画期間を令和９年度まで１年延長し、将来の都市像の実現に向けたこれまでの取組を継続していくため、新たに令和９年度における目標値を設定し、各種施策を推進してきたところです。

この間、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症をはじめ、急激な人口減少と人手不足や、気候変動に起因する自然災害の頻発化・激甚化、国際情勢等の影響によるエネルギー価格や物価の高騰などが市民生活や地域経済に影響を与えてきました。
また、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の進展や人工知能（ＡＩ）の活用、脱炭素・循環型社会の実現に向けた機運の高まり、働き方改革、多文化共生の推進、ダイバーシティ（多様性）など、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルなども大きく変化しつつあります。
こうした社会経済情勢を背景に、市民ニーズの多様化、高度化が進み、画一的な行政運営では対応が困難となってきており、市民や事業者、行政による協働のまちづくりへの取組が、これまで以上に求められるようになってきています。

こうした中、本市においては、「総合計画」を政策の軸に据え、将来の都市像の実現に向け、各種施策に全力で取り組むとともに、「総合戦略」に基づき、安定した雇用の創出や、新たな人・資金の流れの創出などの取組を推進することで、「安全・安心に暮らせる喜多方」を築き上げるとともに、全ての市民の皆様が笑顔にあふれ、夢と希望を持てる「喜多方市」の飛躍に向け、持続可能なまちづくりを進めてきました。

今後も引き続き、全ての市民の皆様が笑顔にあふれ、夢と希望を持てる「喜多方市」を築き、次の世代へ引き継いでいくためには、本市の歴史、文化、自然、産業、地域資源等を見つめ直し、市民や事業者、行政が様々な課題を共有しながら、共に知恵を出し合い、協力しながら課題解決につなげていくことが必要不可欠であり、加えて、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、価値観やライフスタイルの多様化などに的確に対応したまちづくりを進めていくことが大切です。

このような観点から、市民参画のもと、長期的展望に立って本市が目指すべき将来の都市像（将来ビジョン）を示し、 それを実現するための道筋を明らかにするため、総合的かつ計画的な市政運営の指針として、令和 10 年度を始期とする新たな総合計画を策定します。

2　計画策定の基本的な考え方

人口減少が加速化し、人口構造が大きく変化する中、さらには今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中においても、必要な行政サービスを安定的に提供し、持続可能なまちづくりを実現するためには中・長期的な視点と時代の変化に即応する短期的な視点を併せ持った計画の策定が必要となることから、以下の考え方で計画を策定します。

(1) 社会経済情勢を踏まえた計画づくり

人口減少や人口構造の変化、今後も予想される厳しい財政状況、公共施設の老朽化等、本市を取り巻く社会経済環境を分析・検討し、課題等を整理した上で、持続可能なまちづくりの実現に向けた計画づくりを目指します。

(2) 市民参画による計画づくり

市民と行政が地域づくりに関する想いを共有し、より多くの市民の参画を得ながら、市が目指す将来像や各施策の取組が全ての市民にわかりやすく伝わるような計画づくりを目指します。

(3) 地域の特性を活かした計画づくり

豊かな自然環境や多彩な農林畜産物や地場産品、豊富で多様な観光資源、長い歴史に培われてきた文化や風土などの地域資源を活かし、今後の地域のあり方を検討しつつ、魅力あふれる計画づくりを目指します。

(4) 実効性の高い計画づくり

今後も予想される厳しい財政状況を踏まえ、現実的な財政計画に基づき、総花的計画ではなく、限られた予算または人員を優先的に投入していくべき課題等を整理し、実現可能な計画づくりを目指します。

(5) 検証可能でわかりやすい計画づくり

計画の構成や表現などが簡潔明瞭であり、計画の成果・効果を客観的に検証することを可能とし、事業内容の見直しや予算配分などに検証の結果を適時・適切に反映できる計画づくりを目指します。

3　計画策定の視点（考え方・手法）

これまでの総合計画に基づく取組の成果を受け継ぎながら、全ての市民の皆様が笑顔にあふれ、夢と希望を持てる「喜多方市」を築き、次世代へ引き継いでいくため、次のような視点（考え方・手法）で計画を策定します。

【考え方】

総合計画は、行政運営の最上位計画であり、市民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての市民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるものです。

計画の策定に際しては、本市の 10 年後の未来を展望した「目指すべき将来像」を市民の皆様にわかりやすく示すとともに、将来像の実現に向けて取り組む施策の基本的方向を明らかにすることを目的に、次の４つの視点を踏まえて計画を策定します。

【視　点】

(1) 誰もが笑顔にあふれる人にやさしいまちづくり

若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境や高齢者が元気に生きがいをもって暮らせる環境づくりを推進するとともに、保健、医療、介護、福祉の充実と連携、災害等への備えの強化など日々の暮らしにおける安全・安心を生活や産業などを支える社会基盤の維持・充実により、誰もが快適で生活しやすいまちづくり。

(2) 地域資源を最大限に活用した賑わいと雇用を創出するまちづくり

定住人口の増加に結びつく持続可能な経済活動の実現に向け、基幹産業である農業、ものづくり産業のさらなる発展と地域資源を活用した魅力ある観光を推進するとともに、企業の誘致や林業の再生、まちなかの賑わいを創出するなど、力強い産業の振興により新しい産業や雇用の創出、所得の向上が実現されるまちづくり。

(3) 郷土を愛する心と豊かな心を育み文化が息づくまちづくり

次代を担う子どもたちに質の高い良好な教育の実践と環境整備に取り組むとともに、市民一人一人が、郷土の偉人や歴史・文化に学び、心豊かで充実した人生を送ることができるよう学習機会の提供や主体的に活動できる環境を整備するとともに、郷土に愛着と誇りを持ち、様々な分野で活躍する本市の未来を支える人材が育つまちづくり。

(4) 自然との共生、市民との協働による活力あふれるまちづくり

市民が主体的に行うまちづくりや市民活動を支援し、地域間の連携と交流や、大学、企業等との協力・提携、移住者の受け入れなどにより、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するとともに、生活環境や自然環境、地球環境へ配慮した取組を進めるなど地域の価値を高め、自然との共生と市民と行政の協働による活力あふれるまちづくり。

【手　法】

○ 多様な意見の反映

市民をはじめ、高校生や市内事業所などを対象にアンケートを行うとともに、各関係機関団体との意見交換、ワークショップなどを行いながら、本市に関わる「まちづくりの主体」から意見等の聴取を行い、総合計画に多様な意見を反映します。

○ デジタル技術の活用

次代を担う若年層を中心に、幅広い年代、属性からより多くの意見を聴取する際や、計画策定に必要なデータの分析等に際しては、積極的にデジタル技術を活用することとします。

4　計画の構成

総合計画の構成については、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の３段階構成とします。

○ 基本構想

長期的展望のもとに、本市の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画及び実施計画策定の基本理念として 10 年後を目標に定めるものとします。

○ 基本計画

基本構想に掲げた将来都市像の実現に向け、各大綱に基づき、部門ごとの施策を体系的に示すものとして、計画期間を５年ごととする前期・後期の基本計画を策定するものとします。

ただし、社会経済情勢の変化や計画の進捗、市民ニーズの変化などに応じて、施策の変更が必要と認められる場合は、計画の見直しを図るものとします。

【計画期間】

前期：５年間　令和 10（2028）年度～令和 14（2032）年度

後期：５年間　令和 15（2033）年度～令和 19（2037）年度

○ 実施計画

基本計画に掲げた政策・施策を実現するための個別計画等の具体的な取組を実施計画として位置づけ、毎年度の予算編成の指針となる計画とします。

計画期間は３年間とし、各年度の実績を評価しつつ、毎年ローリング方式で改定していくものとします。

◇ 総合戦略の総合計画への包含・一体化

総合戦略は、人口減少に対応する地方創生関連の施策を推進するための目標及び基本的方向を定めた計画として、これまでは総合計画とは別にビジョンを策定し、その実現に向けて各種施策を展開してきました。

その取組は、総合計画の分野横断的な取組が多く、また、人口減少への対応を始め、総合計画におけるまちづくりの方向性と共通する目標を有しており、当計画と当戦略に掲げる指標についても重複しているものが多く存している状況です。

これらを一体化し、取組の推進・進捗管理等を一体的に行うことによって、両計画の関係性や本市の最重要課題である人口減少に対する取組について明確となり、市民にもわかりやすい計画となるとともに、より効果的・効率的な運用が図られるものと考えています。

このようなことから、本市が目指す将来の都市像の実現に向け、総合計画と総合戦略を一体的に進めていくことが有効であると考え、次期総合計画においては、総合計画に総合戦略を包含する形で策定することとし、基本計画にビジョンを盛り込むとともに、さらに具体的な取組を実施計画に位置づけ、取組を進めることとします。

5　計画の期間

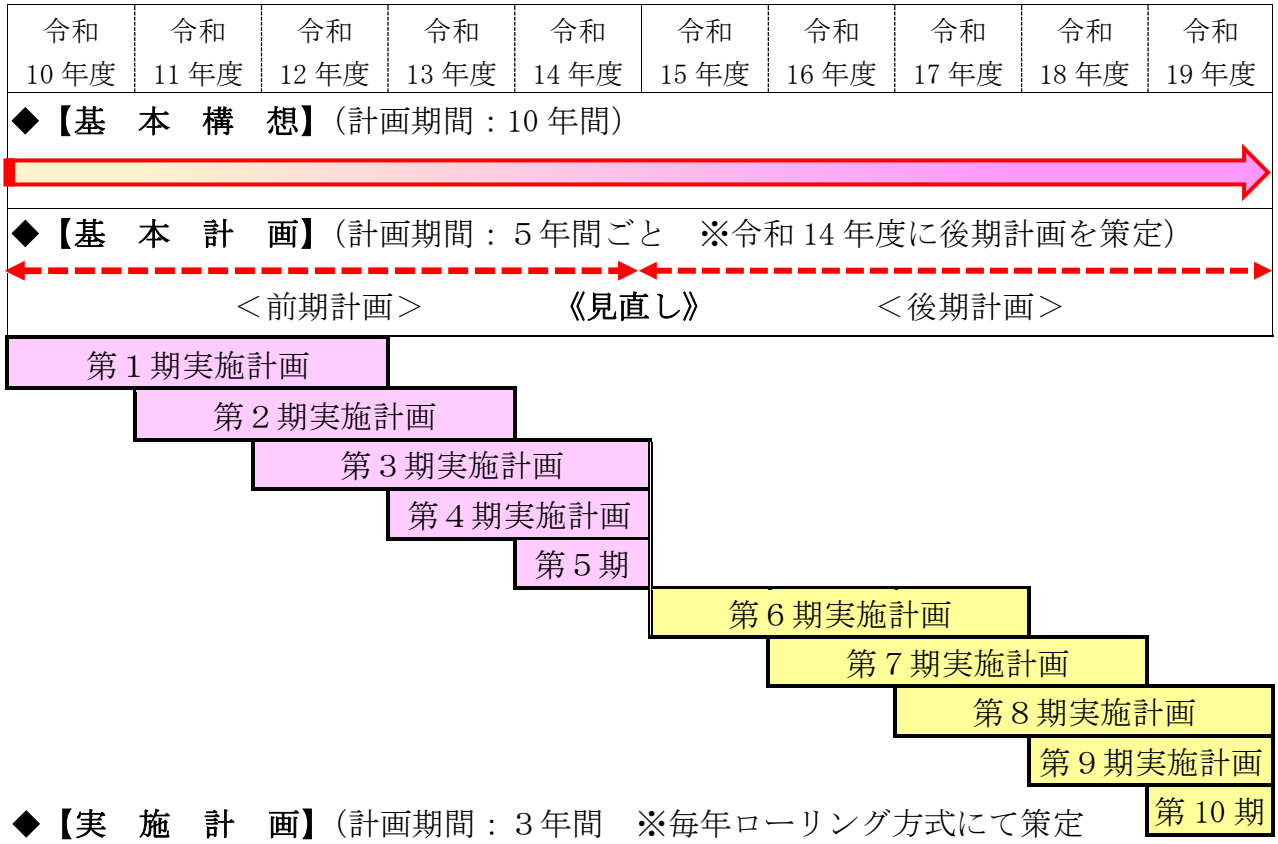
本市が長期的な展望に立ち「目指すべき将来像」を示しつつ、計画期間は令和 10 年度（2028 年度）から令和 19 年度（2037 年度）までの 10 年間とします。

基本計画にあっては、目まぐるしく変動する社会経済情勢等の変化を鑑み、その変化に適応した計画となるよう、前期（５年間）・後期（５年間）ごとの計画を策定することとします。

また、実施計画にあっては、計画期間を３年間とし、各年度の実績を評価しつつ、毎年ローリング方式で改定していくこととします。

ただし、社会経済情勢の変化や計画の進捗、市民ニーズの変化などに応じ、施策の変更が必要と認められる場合は、適宜、計画の見直しを図るものとします。

【計画期間イメージ】



6　計画策定の体制

自治基本条例や議会基本条例に基づき、市議会をはじめ、審議会やパブリックコメントなど、市民参画による策定体制を構築するとともに、多様な主体を対象にワークショップなどを開催し、市民がより身近に感じられる計画の策定を推進します。

○ 市議会

総合計画の策定過程において随時報告を行うとともに、自治基本条例の規定に基づき、まちづくりの主体（市民、議会、行政）の参画による計画の策定を推進し、総合計画の策定にあたって審議をいただき、議決をいただきます。

○ 総合計画審議会

総合計画審議会条例に基づき、市長の諮問に応じ、総合計画の調整、その他、必要な事項について調査・審議をいただき、答申をいただきます。

○ 市民参画

⑴ 各種アンケート調査の実施

市民への意識調査のほか、高校生や市内事業所などを対象としたアンケート調査など、多様な主体から意見等を聴取します。

⑵ ワークショップの開催

地区の特性や課題、地域の将来像について、地域住民から意見等を聴取します。

⑶ 各関係機関団体との意見交換の実施

市内の各関係機関団体とまちづくりに関する意見交換を実施します。

○ 庁内検討体制

総合計画を策定するにあたっては、次の組織体制等により行うものとします。

⑴ 総合計画推進本部

基本構想及び基本計画の案について検討し、決定するための庁内の意思決定機関と位置づけ、「喜多方市総合計画推進本部設置要綱」に基づき、当該事案について、協議のうえ決定を行います。

⑵ 総合計画推進本部幹事会

総合計画本部会議に付議する事案について協議・調整するための機関と位置づけ、「喜多方市総合計画推進本部設置要綱」に基づき、当該事案について、協議、調整を行います。

⑶ 事務局

総合計画策定に係る事務局は、企画政策部企画調整課とします。

7　計画策定の進め方（スケジュール）

総合計画の策定は、次により進めるものとします。

(1) 現行総合計画の効果を踏まえつつ、各種個別計画との連携を図りながら策定を進めます。

(2) 人口、世帯、産業など分野ごとの現状を把握し、本市の現状分析を行います。

(3) 市民満足度アンケート調査、ワークショップ、将来像に関する意見・提言募集及び市民懇談会により、計画策定への市民参画を図り、市民の意見やニーズを把握します。

(4) 社会経済情勢の動向を調査分析するとともに、福島県総合計画など他の計画を参照し、喜多方市を取り巻く環境や時代の潮流を把握します。

(5) 上記(1)から(4)を踏まえ、今後の喜多方市の主要な課題を整理するとともに、目標とする将来像を設定し、それに向かうための基本的な施策の方針（施策大綱）を「基本構想(案)」として作成します。

(6) 上記(1)から(5)を踏まえ、部門ごとに現状と課題を整理した上で、目標を設定し、目標年次までに取り組む施策を「基本計画(案)」として作成します。

(7) 基本計画で定めた施策を具体的に実施していくための事業内容を整理し、３年間の事業計画を「実施計画(案)」として作成します。

(8) 基本構想(案)及び基本計画(案)について、総合計画審議会に諮問し、答申を受けた後、必要に応じて調整を行った上で基本構想(案)及び基本計画(案)を市議会に提案し、議決を得ます。

次期総合計画の策定に向けた年度ごとの取組は以下のとおりです。

■令和８年度

取組	内容
計画策定方針決定	趣旨、視点、構成及び策定体制等を決定
市民満足度アンケート調査	施策の満足度や目指すべき将来像に関する調査を実施
各種アンケート調査	市民、高校生、市内事業者等を対象にアンケート調査
ワークショップ	各地域の特性や課題等を共有 課題解決の方策やアイデアの創出、まちづくりへの提言
関係機関団体との意見交換	商工団体、農業団体等との意見交換
効果検証	総合計画における各種施策に係る効果検証を実施
総合計画推進本部幹事会	総合計画に掲げる指標の実績及び進捗状況の協議・調整 基本構想案に係る協議・調整
総合計画推進本部会議	総合計画に掲げる指標の実績及び進捗状況の協議・決定 基本構想案に係る協議・決定
総合計画審議会	総合計画に掲げる指標の実績及び進捗状況の調査・審議 基本構想（案）等の調査・審議
基本構想（案）作成	アンケートやワークショップにおける意見等を踏まえた 基本構想（案）の作成

■令和９年度

取組	内容
基本計画（案）策定	アンケートやワークショップにおける意見等を踏まえた基本計画（案）の策定
市民懇談会	基本構想（案）及び基本計画（案）に対する市民の意見や要望等を聴取
総合計画推進本部幹事会	幹事会による総合計画（案）を協議・調整
総合計画推進本部会議	推進本部会議による総合計画（案）を協議・決定
総合計画審議会	諮問を受け、新たな総合計画（案）等の調査・審議 新たな総合計画（案）等の調査・審議の結果を答申
庁議	総合計画（案）の庁内における最終調整
全員協議会	総合計画（案）の議会への説明（意見聴取）
パブリックコメント	総合計画（案）に対する意見を募集
議案提出	基本構想及び基本計画について議案提出・審査
計画策定（完成）	総合計画の策定（完成）
計画公表 ⑴全体版印刷・配布 ⑵概要版印刷・配布 ⑶ホームページ掲載	総合計画（全体版・概要版）の印刷・配布 総合計画の公表（ホームページへの掲載）